

平成 23 年度社会福祉法人福浜会事業計画

平成 22 年 12 月 10 日、障害者自立支援法の一部改正（「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」）が行われた。骨子は次のとおりである。

- (1)利用者負担の規定が見直され、法律上、応能負担が原則であることを明確化。
- (2)障害者の範囲の見直し。発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示する。
- (3) 相談支援体制の強化。①地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置できるようにする。②自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける等。
- (4) 支給決定プロセスの見直し。①支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直す。②サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大する。
- (5) 障害児支援の強化。①重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）を一元化する。②通所サービスについては市町村を実施主体とする（入所施設の実施主体は、引き続き都道府県）。
- (6)放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- (7) 18 歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直す（在園期間の延長措置の見直し）
- (8) 地域における自立した生活のための支援の充実として①グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成、②重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化
- (9) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等として、①都道府県による精神科救急医療体制の確保について、法律上位置付ける等の措置を講ずる。②精神保健福祉士が精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることを明確化する等の措置を講ずる。

今回の改正について、全日本手をつなぐ育成会や日本知的障害者福祉協会からは、「新しい総合福祉法の制定までの暫定的な対応として、障害者の福祉に関わる当事者や家族、関係者にとって待ち望まれたものでした」とのコメントが出された。

発達障害者支援法ができて、実際の支援サービス体系に位置づけられなかったために、十分な支援がいきわたらなかつた発達障がいの方のサービス利用に、法的な根拠が得られたことを評価している。その理由として、望んでいた利用者負担の応能負担化、グループホーム・ケアホームへの家賃等に対する助成制度、障害児の発達支援・家族支援の強化、障害福祉サービスをより受けやすくするための相談支援事業の充実と地域自立支援協議会の基盤整備などを挙げている。

しかしながら、どのような内容の新法になるのか、まだ見えてこない。今回の改正では、障害程度区分による事業の利用制限については踏み込んだ内容は示されなかった。また、障害程度区分そのものの見直しについても、方向性すら明らかにされなかったことは、基本的人権（自己選択、自己決定）の保障という点から、残念である。

そんな不確かな状況であるが、今年度は、後述するように法人内の 2 施設が新事業体系に移行する。今すべきことは、法制度が変わろうとも、障がいのある人の暮らしや生き方への支援という視点を、自分たちの中にきちんと捉えなおすこと。そして、初志を忘れず、支援の現状を振り返り、幅広い在宅支援の役割を認識することだと考えている。

1. 運営の健全化と借入金償還財源の確保

今後とも法人及び施設運営の健全化を図っていくために、償還財源の内の設置者負担分については、後援会「はまぼうを支える会」と協力して、借入金償還財源の確保を含めた運営費の確保に努めていく。来年度の償還計画は別紙のとおりである。

2. はまぼう、松ぼっくり潮の香分場（新名称 潮の香）の新事業体系へ移行

平成 23 年 4 月 1 日に、はまぼうは知的障害者通所更生施設から生活介護事業へ、松ぼっくり潮の香分場は名称を潮の香に変更し、知的障害者通所授産施設から生活介護(定員 14 名)と自立訓練事業(生活訓練、定員 6 名)へ、それぞれ障害者自立支援法の新事業体系へ移行する。まだ新事業体系へ移行していない施設もある中、移行の判断をした理由は、移行した場合の運営上のシミュレーションの結果、予算上大きな問題もないことが予想されたためである。

施設別に見ると、はまぼうの場合、現在 35 名の方が通所しているが、来年度以降に通所希望者の受入れをした場合、緩和措置の基準である過去 3 か月の平均受入れ人数(=定員(30 名)の「125%」(37.5 名))を超える可能性がある。超えた場合には介護給付費が 70%減算となる。そのため、定員増減の変更が緩やかな新事業に移行したほうが良いと判断したためである。

現在松ぼっくりの分場である潮の香の場合は、将来的な事業展開等を考慮し、分場のままより単独施設として認可された方がビジョンを描くことができると判断したからである。平成 24 年度に松ぼっくりとともに移行した場合、同一施設とみなされ、さらに松ぼっくりの定員が 60 名として認可される可能性があることももう一つの理由である。この場合、報酬単価が下がり、数百万円の減額となり運営が安定しなくなることが予想される。

3. はまぼう及び潮の香の基盤整備事業について

はまぼうでは、以前より、重症心身障害の方や身体に障害のある方などの車椅子利用者の方を多く受け入れてきているが、そのご家族から、屋根がないため雨天時の乗降の際に濡れてしまうので、その対策をしてほしいと要望が出されていた。そうした家族からの要望と重症心身障害の方の利用者数が増えることに伴い、休憩場所を増やす必要があり、それとともに他の利用者の方の活動場所も確保する必要が出てきている。

今回ははまぼうが新事業に移行するが、移行後の事業を円滑に遂行するために、基盤整備事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金 補助額は 10/10)を利用することができる。今回、これらの状況を解消し、利用者の方がより良い環境のもとで活動ができるように、この基盤整備事業を活用してはまぼうの前庭に、雨除けを兼ねた建物を増築することとした。整備内容は、1 階部分はそのまま駐車場として利用する形とし、2 階部分に知的障害の方が利用できる多目的室を計画している。このことにより、安全、安心のもと、活動しやすい環境作りが期待できると考えている。

また、松ぼっくり潮の香分場では、自主製品として福田地区の祭典用の軒花の製作を行っているが、現状では、製作した軒花の置き場所や染色等を行う場所の確保が十分とは言えず、軒花の注文増に対しても増産ができない等、効果的な利用が望めない。一方、自立訓練(生活訓練)対象者が、地域に移行していくための生活体験(食事づくりや掃除、洗濯)を行うための部屋の確保も必要であり、そのため、基盤整備事業を利用して、軒花などの製品づくりと生活体験スペースを兼ねた作業棟を整備することとした。

4. 障害児（者）地域療育支援センター事業について

一昨年の受託以降、コーディネーターである職員（若林）が、在宅の障がい児（者）本人だけでなく、家族支援も行いながら、行政や事業所などの関係機関との連絡、調整等、また、中遠地域自立支援協議会の幹事会のメンバーとしての中核的な役割を担ってきた。この2年間のコーディネーターによる相談支援に対する取り組みは、真摯な姿勢で良い評価を受けている。

今回一部改正された障害者自立支援法では、相談支援体制の強化を図るため、総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する方向性が明確に示された。このことによって、この地域療育支援センター事業が廃止される可能性が出てきた。これまでのコーディネーターの実績を踏まえ、今後も相談支援を継続し、この地域の在宅福祉の充実に貢献していくためにも、市町村からの相談支援事業の指定を受ける体制を図っておきたいと考えている。そのため、今年度は指定相談事業の申請を行う予定である。

5. 地域生活支援について

地域生活支援事業は、通所部門を除いた当法人の在宅支援の柱と言えるが、平成22年度もこの事業に対するニーズが増加し、法人内施設職員や登録ヘルパーの力でそれに対応してきた。昨年度、磐田市内の施設が重症心身障害児（者）通園事業を開始し、在宅の重症児者などの重い障がいのある方が通所できる場所は増えたが、医療的なケアの必要な人が日中活動以外の在宅支援を実施する事業所が少ない状況は解消されていない。

そのため、はまぼうでは、磐田市、袋井市だけでなく、掛川市の方からも利用希望が出てきている。本来は、障がいの重い方ほど、生まれ育った身近な地域で支援を受けられることが望ましい。この地域が、一人ひとりの年齢や障がいの内容、程度に合わせた支援ができる態勢に一步でも近づけるように、私たちの側からも発信していければと考えている。法人としては、今年度も支援者の資質の向上や障がいに対する知識を学ぶために、外部研修等の機会を設けていきたい。

6. 中遠地域自立支援協議会の状況報告

在宅支援（生活支援）の基本的な考え方として、障がいのある人もない人も、誰もが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らすことができること、また周囲の障がいのある人への理解が進み、安心して学び、働き、暮らすことができること、そのためには、障がいのある人の生活全般における支援が必要である。また、現実には、未だ、障がいのある人の生活支援の多くの部分を家族が担っているのが実情である。地域における生活支援を充実し、障がいのある人が自分で選択し、自分で決め、成人期においては家族の支援がなくても、その人らしく暮らせる仕組みが必要であるという考えのもとに、在宅支援（家族支援も含めて）を進めていく必要がある。

その柱となるのが、中遠地域自立支援協議会である。現在協議会では、精神部会と知的・身体部会（乳幼児、就労、地域生活支援の3つの専門部会がある）が、相談支援事業所を中心に、圏域の事業所、家族の会、行政機関等と連携し活動を進めている。在宅3本柱であるデイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスだけでなく、多くの課題が見えてきている。今後はケース検討を通して、在宅サービスの充実につながるように、地域全体で課題解決に向けた取り組みが進められていくように、協力していきたい。

7. 重症心身障がいのある人の在宅支援について

現在、主に静岡県行政が中心となって、重症心身障害児(者)の在宅支援に関する取り組みがなされている。平成 21 年度に「重症心身障害児(者)の在宅支援施策についての提言」としてまとめた組織を継続し、開催している「重症心身障害児(者)在宅支援推進連絡調整会議」、「重症児者に関わる看護従事者や介護従事者の養成研修」、「重症児者のケアマネジメントに携わる人を養成する研修」、「重心ネットワーク会議」などが挙げられる。

この中で、平成 23 年度に、重心ケアマネジメント養成研修(3 日間)が開催されることが決定し、また昨年度に引き続いて、看護従事者養成研修と介護従事者養成研修も開催が決まった。この研修では、第 2 日目の実習先として、はまぼうが選ばれた。さらに、重心ネットワーク会議においても、はまぼうが中心となって西部地区をまとめていくことになった。医療機関とも連携しながら、充実した在宅支援につながるよう協力していきたい。

8. 防災対策

平成 22 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震があり、地震による津波で多くの方が亡くなられ、現在も避難生活を余儀なくさせられている方も相当な人数となっている。東海地震が予想されるこの地域の大規模災害に対する備えはどうか。避難方法は確保されているのか。それは具体的にはどのような方法なのか。関係機関とも連携しながら対応を考えていく必要があると同時に、今回のようにライフラインが寸断されたり、まったく機能しなくなったりした地域がほとんどであったことから、法人として施設としてどう対応するのかをできるだけ早く検討していきたい。

そのために、まず施設内の防災資機材等の整備の再チェックとともに、防災訓練、防災教育(防災マニュアル)の徹底、地域防災組織との協力関係等を再確認し進めていく。そして、今回の災害から見えてきた諸課題の解決を図り、利用者や家族が安心する体制を目指していきたい。施設は、災害時において在宅の障がい者の避難場所としての機能も求められており、関係市町との連携を図っていきたい。

9. 役員会の開催と監事による監査の実施。

役員会及び評議員会開催予定表

監事会・ 理事会	評議員会	時 期	内 容
監事会		平成 2 3 年 5 月	平成 2 2 年度分事業並びに会計監査
第 1 回 理事会	第 1 回 評議員会	平成 2 3 年 5 月	平成 2 2 年度事業報告、前年度決算報告外
第 2 回 理事会	第 2 回 評議員会	平成 2 3 年 1 2 月	平成 2 3 年度収支補正(第 1 次)予算外
第 3 回 理事会	第 3 回 評議員会	平成 2 4 年 3 月	平成 2 3 年度収支補正(第 2 次)予算 次年度事業計画並びに当初予算外

※ 今年度も、状況に応じて随時理事会及び評議員会を開催する予定。

平成23年度はまぼう事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びに家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) 家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくように努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域を意識したプログラムを心がけていきます。

(1) 生活

社会生活を営んでいく上で身につけて置きたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社会性・・・他の人との信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2)活 動

働くということは、その創造的な活動または生産的な活動を通して自己表現する場です。働くことで物を作る喜びや充実感を得ると共に、協同活動によって利用者間の関係が作られていくものであると考え、だれもが参加できる内容を準備しています。そのために、利用者さん一人ひとりが主体的に取り組めるように、作業活動、創作活動、レクリエーション等を組み合わせ、個々の思いや意見が反映されたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けています。

また、日常的に地域の方々との関わりの中で活動することが、「地域で安心して暮らしていくための環境づくりにつながる」という視点から、地域の人がもっと関わりやすい環境にしていく、「活動の場所を徐々に、地域の中に、できれば一緒に活動をしていく」ことを目標として、活動を工夫していきます。

現在、事業所によって違いはありますが、所属しているグループ内にあるいくつかの活動を自分で選んだり、自分のやってみたいことがあるときは、他のグループの活動であっても選ぶことができる方法を取り入れたり工夫をしています。大切なことは、利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動があることです。利用者さんと共に、活動の計や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにしています。

5. 概 要

- (1)設置・運営主体 社会福祉法人福浜会
- (2)種 別 ・ 名 称 生活介護事業 はまぼう
- (3)開 設 年 月 日 平成7年7月1日
- (4)定 員 30名
- (5)在宅重症心身障害児(者)通園事業（B型施設） 7名（登録者数）
- (6)ライフサポート事業 若干名
- (7)地域療育支援センター事業(結)
- (8)規 模
 - 敷地面積 863㎡
 - 建物面積 498.26㎡
 - 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平家建
- (9)職 員 構 成

職 種	施設長	スタッフ	嘱託医	協力医
定数	1	21	1	1

6. グループ活動

らでいっしゅ

(1) 作業活動について

所属しているグループの活動にとらわれず、利用者さんのやりたい活動を主体的に選択していくことを基本とする。自分の目標に向けてそれぞれのペースで取り組み、自分の得意なことは伸ばし、苦手なことも頑張る気持ちを持てるように支援していく。一人ひとりの思いを尊重し、場面に応じたメンバー構成を考え、グループ全体がお互いの気持ちを理解できるような雰囲気を作っていく。

グループの主な作業活動として、受注作業・さをり織り・縫製・クリスマスツリー・アルミ缶リサイクル・園芸・外部作業を中心に行っていく。

【ぼぶりん工房】

①受注作業（ブリヂストン）

同じ工程の繰り返し作業が取り組みやすい利用者さんを中心に行っていく。

ブリヂストンのキャップ分離作業は工程を4段階に分け、それぞれの出来る工程を分担してやっていく。また、地域交流の一環として地域の方にもお手伝いをして頂きながら実施して行く。

②さをり織り

糸選びを各自で行うことで、思い思いの色合いや風合いが生まれ、さらに個性を出して行くために、一人ひとり違う技法を取り入れ、より個性のある物にしていく。織り上がった製品は、縫製活動やボランティアさんの協力も得ながら、製品化していく。

③縫製

さをり織りの布の個性を生かした物を考え、巾着袋やバックなどの製品に仕上げていく。いろいろな人の意見を参考に製品化し、はまぼうのタグを製品につけていく事で、はまぼう独自の製品という自覚を持ち利用者さんの意欲に繋げていく。また、利用者さんの力量にあわせ、オリジナルの製品が出来るよう工夫していく。

④あんでるせん

あんでるせんは、クリスマスツリーの土台作り、額作りを中心に行っていく。一年を通して、時期を考えず、少しずつ準備していく。

⑤クリスマスツリー

各工程をそれぞれの利用者さんが関わり、楽しみながら行っていく。また、ホットボンドを使うため、利用者さんの安全面にも配慮し行っていく。

⑥印刷

限られた利用者さんになるが、法人内の年賀状印刷を行なっていく。担当利用者さんの得意分野を生かし、年賀状裏面のレイアウト・住所録の管理・印刷を行なっていくことで、仕事に対する責任感を養い、自信に繋げていく。

【オズグループ】

①アルミ缶リサイクル

地元を中心にアルミ缶の回収作業を実施。プルタブを外し、缶つぶし機を使って潰す作業を行い、週に1回リサイクル業者に搬入する。

アルミ缶リサイクル活動は、缶回収を通じて地域の方との交流も生まれ、同時に資源リサイクルの一端を担うことができる有効な作業である。

②園芸

花や野菜の苗作り、畑での野菜作り、野菜を使った漬物作りなどを行う。

花の苗作りは、花好きな利用者さんを中心に種植えから苗を育成。野菜も種から育て、畑で野菜作りを実施。苗作りから収穫まで行うことで植物を育てる喜び・達成感が持てるように取り組む。また直接販売できる場を設け、作業への意欲向上に繋げていく。

年に1回、県庁へ納入する花の苗プランター作りも行っていく。

【ふあーれ】

○受注作業（ほりずみ）

町内の業者（ほりずみ）さんから内職を請け負っている。作業工程が一人ひとり固定されてきて、作業のペースもあがり、能率よく行えている。利用者さんが安定して作業を行っていただけるような環境作りを心掛けていくため、作業棟を作業の中心とし、固定されたメンバーで行っていく。

【外部作業】

直接事業所へでかけ、従業員の方とともに働いたり、業務の一部を担ったりすることで、社会の一員として働くことへの意識を高めていく。

①コーケン工業

部品にゴムのリングをはめる作業を行っている。検品も本人たちが行い、大きなミスも無く安定して取り組めるようになってきている。一人ひとりが責任を持って、継続して仕事に取り組んでいけるよう支援していく。

②ベッドメイキング（老人保健施設2箇所で開催）

両施設ともそれぞれが協力しあい、意欲的に仕事に取り組んでいる。

（さくらの苑）： 職員の付き添いなしで取り組んでいる。分からないことはしっかり聞きに行き、時間が余ったときなどは、時間になるまで洗面台の掃除等行う。

（於保老人保健施設）： さくらの苑同様に、職員の付き添いなく取り組めるようにしていきたいが、利用者さんの負担のないように、様子を見て今後検討していきたい。

【販 売】

出来上がった縫製品等は、地域のバザー・そるとぼっと販売所・i プラザ・アプレゲール・お茶の山大園・観音寺等で積極的に販売していく。定期的に商品の入れ替え、補充を行う。地域との関わりを深めるため、製品の宣伝として、また作品展などにも出掛けていく。地域に出て行くことで、多くの人に知っていただく機会をつくり、それを製品作りの意欲に繋げていきたい。

苗や野菜等は、玄関前の無人販売や観音寺販売・各バザー等で販売していく。また、チラシを配り販売を通して地域の方々とも交流を深め、お客さんの需要に応じた苗や野菜等を生産していけるよう心がける。

(2) グループ活動について

①ミーティング

- ・ ミーティング進行は、利用者さんが主体となり、多くの利用者さんが関わられるように順番で行い、朝のミーティング前に、個々の活動の説明をし、各自活動の選択をし、白板にネームプレートを貼っていく。
- ・ 帰りのミーティングは、その日にあった出来事の感想や意見など伝え合っていく。

②グループ活動

- ・ グループ外出や料理作りを各グループで実施し、グループ内の親睦を深める。外出や料理作りにかかる費用は、作業収入から捻出し、利用者さんの作業意欲を高められるようにする。
- ・ 宿泊体験は、利用者さん、家族からも実施してほしいという声が多いため、日中一時支援等を利用し、グループで立案、希望者を対象に実施していく。(一部実費)
- ・ スポーツ体験として水泳・ボーリングなど、楽しみながら体を動かす活動を、希望者を対象に実施する。
- ・ 個別体験は、通常の活動の中では実施の難しい取組みを希望者を対象に実施する。有意義な体験となるように、本人の希望することや体験して欲しいことを考慮して実施していく。(実費)

③余暇活動

- ・ 日々の活動の中にスポーツ、創作活動、レクリエーション、カラオケ等の活動を取り入れ、仲間と共に行う楽しさや趣味の広がりにも繋げていきたい。

カ ラ ー ス

【あにまあと】

重複障がいのある利用者さんを中心に、重度の障がいに適したはまぼうでの活動を楽しみながら、他のグループとの関わり合いも持ち、充実した生活が出来るようにしていく。

(1) 体 制

利用者 通園事業利用者 7名

(車椅子使用者 7名 うち全面介助者 7名、気管切開・ネブライザー吸入・経管栄養 1名、胃瘻造設・経管栄養・鼻腔及び口腔吸引 1名、経管栄養 1名)

本体施設利用者 6名<自立支援給付費対象 5名、日中一時 1名>

(車椅子使用者 5名 うち全面介助者 4名、呼吸器使用・経管栄養・鼻腔・口腔吸引 1名)

計 13名

職 員 6名 (うち看護師 3名)

(2) 活動内容

- ①作業… 紙工芸・粘土細工(小麦粉粘土)・クッキー作りを中心にそれぞれが興味を持ち、取り組めるものを行っていく。又、他グループの利用者さんにも参加を呼びかけ一緒に作業を行ったり、他グループの活動にも参加し、交流を図ると共に活動の場を広げる機会を持つ。障がいが重くても、一人の社会人として働く喜びは大きい。一人ひとりに合わせ、無理なく活動が出来るように働きかけていく。感覚・色彩等感じる事の出来る作業を探りながら、造形的な活動と組み合わせ考えていく。

そのほか、毎日、袋井整体さんよりタオルの洗濯・たたむ仕事をいただいている(タオルたたみ 50枚前後)。出来る人は限られているが、責任を持って行えるようにする。

また、地元自治会(福田13番組)より、広報などの配布物の仕分けの仕事もいただいている。

- ②ふれあい体操… 月2回、スポーツグラマーによる柔軟体操や、皮膚刺激・関節可動域を広げる運動をゲーム感覚で実施。個々の障がいの内容に合った運動を検討し、無理の無いように進めていく。
- ③散歩・外気浴… 室内で過ごすことの多い利用者さんは、外部環境(車や鳥・風、そしてその音や声など)により様々の刺激を受ける。その日の天候や利用者さんの体調等に留意しながら、介助者の可能な限り実施していく。
- ④足浴・手浴… 冬季、特に下肢冷感が強いいため、足浴を実施することで血液の流れを良くし、全身の緊張を和らげる。個別に足浴のほか手浴も行うと共にマッサージを行っていく。利用者さんの楽しみのひとつとして、入浴剤の種類を選択も取り入れていく。

- ⑤リフレクソロジー… 月3回、1回に3人ずつ（一人約30分）の割合でリフレクソロジストによる足裏マッサージをしていく。（施行前には足浴を実施し、足を温め血行をよくしておく。）車椅子利用者さんが多く、歩くことは殆ど無いため足裏の刺激は良い効果となると思う。
- ⑥レクリエーション… ペットボトルボーリング・ボール遊び・紙芝居・音楽鑑賞・ビデオ鑑賞・楽器遊び・ぬり絵・トランプ等を行っていく。すごろく遊び、トランプ遊び等で仲間との関わりや喜びを体感できるようにしていく。又、ぬり絵を通し、色彩遊びや出来上りの達成感を味わえるようにしていく。
- ⑦スヌーズレン… 車椅子利用者さんは行動範囲が限られてしまうことが多く外部刺激は少ない。そのため五感刺激を目的としたスヌーズレンを取り入れていく。暗幕使用、イルミネーションの光とアロマ、音楽等の演出で、聞く・見る・嗅ぐ・触る、を感じながらリラックスできるようにする。
- ⑧グループ活動… 外出・食事会（外注）・納涼会・クリスマス会など、グループとして季節感を味わえる活動を実施し、メンバーの交流を図ると共に、日常の活動では出来ない体験をしていく。
- ⑨誕生日… 利用者さんの誕生月にプレゼントを渡し皆でお祝いしたり、誕生日外出として利用者さん本人が買い物に行くなど楽しめるようにする。

(3) その他

①ミーティング

<朝のミーティング> 毎日、利用者さんが交代で当番となり進行。出欠者の確認、その日の活動（一人ひとりが何をするのか）、食事介助者の確認等をし、利用者さんそれぞれが1回は発言できるように進める。

<帰りのミーティング> その日にあった出来事の感想や、翌日の予定を確認する。

<金曜日のミーティング> 金曜日の午後はリラックスして過ごしながらか、翌週の予定の確認をする。また、日頃なかなか言えなかった意見や思いを伝えられる場となるよう配慮し、職員と利用者さんとのコミュニケーションの充実を図る。

②個別体験（個別外出）

個人の希望に沿って実施できるようにしていく。他グループの利用者さんとの関わりも持てるように働きかけていく。体調等により外出が難しい利用者さんはご家族と相談しながら検討する。

③健康管理

看護師を中心に一人ひとりの日々の様子を観察し、保護者との連絡を密にとりながら個々の対応に留意し、職員間で共通認識をする。そして、利用者さんが無理なく過ごせるように配慮していく。

④食事

個々に合った食べやすい食事形態を探りながら、楽しく食事が出来るように配慮していく。（きざみ食・一口大・ミキサー食・トロミ）

【工房ぱお】

パン作りやお菓子作り及び販売を主な作業とするグループとして活動していく。

昨年度、不景気の影響を受け、売り上げ数が減少したため、今年度は、新製品の開発に力を入れながら今まで以上に「低コストでおいしいパンやお菓子」を目指して対応していく。

(1) 主な作業内容

①パン作り

- ・ 定期販売を中心にパン作りを行っていく。

定期販売→ 火… 第1 東海文化専門学校 第2 磐田市役所
第3 福田支所 第4 磐田市役所
水… 毎週（第1週を除く）→喫茶ペンギン
木… はまぼう前販売・そるとぽっと販売
金… 東海福祉専門学校販売

- ・ 利用者さんは、現在担当している工程を責任もって行なうとともに、新たに行なうことができる工程を増やしていけるように支援していく。（買出し・計量・粉ふるい・卵塗り・袋詰め・販売など）

②菓子作り

《クッキー》

主に月曜日に製作と袋入れを行なっていく。各種販売先・バザー等で販売していくほか、外部からの注文を受けて販売していく。

《マドレーヌ2種・ブラウニー・パウンドケーキ6種・シフォンケーキ1種・

くるみとレーズンのカップケーキ・チョコチップマフィン》

主に午後の作業種として取り入れ、各種販売先・バザーなどで販売していくほか、外部からの注文を受けて販売していく。

《レアチーズケーキ・黒ごまプリン・ゼリー2種》

夏のお菓子として製作・販売していく。主な作業は、買出し・計量・粉ふるい・粉まぜ・袋入れ・袋しめ（シーラー）・販売などである。

※新作焼き菓子「スイートポテト」と「ガトーショコラ」を商品化していく。

③内 職

「ブリヂストン」内職を作業種のひとつとして選択できる形をとっていく。

④保護者さんへの販売

- ・ 東海福祉専門学校が休暇の時期を利用し、注文販売を行なう。
- ・ 保護者会や地域交流会での販売を行なう。
- ・ 季節のイベント（ホワイトデーなど）に合わせてギフトを販売していく。

⑤余暇活動

- ・ 木曜日の午後や買出しを兼ねて「外出」をする。外出先では、季節を感じたり、気持ちよく体を動かすことができる機会となるよう心掛ける。体重増加が気になる利用者さんも多いため、積極的に「散歩」なども取り入れていく。また、施設内でもリフレッシュのため「カラオケ」や「レクリエーション」「パソコン」などを日課に取り入れていく。

(2) その他の活動

- ①個別外出 … 希望を取りながら年に1回実施していく。希望によっては、違うグループの利用者さんや職員との関わりの場としていきたい。
- ②グループ外出 … 四季にちなんだ外出を考えて実施していく。さらに外出先で体を動かす体験だったり、色々な体験ができる外出先も計画していく。
- ③宿泊体験 … 恒例行事となりつつあり、楽しみにしている方も多いため、日中一時支援事業等を利用しながら実施していきたい。（希望者のみ） 昨年、施設外での宿泊体験を試みた。（竜洋オートキャンプ場にて）今年度は、さらにバーベキューなども計画していく。

7. 音楽活動

(1)音楽療法

音楽を通し、一人一人が表現できる場の提供をしていく。音楽を使って五感に働きかけたり、体を動かしたりしながら、普段と違う活動の中で、味わうことのできない体験をする。

実施日は基本的に、あにまぁとは火曜日の午後・それ以外のグループは木曜日の午後を実施する。

(2)ともしびコンサート

音楽活動をしているNPO法人に依頼し、月1回、音楽（歌や楽器）に親しむ機会を設け、皆が楽しめるコンサートを開催する。

8. 行 事

施設全体の行事として、季節に合わせた行事やレクリエーション活動を実施している。仲間や地域の人などとの関わりの中で、文化的、余暇的活動を経験し、生活空間を広げていく。

9. 土曜日レクリエーション

土曜日の通所日を利用して、レクリエーションを行っていく。料理作り・スポーツ・工作活動など利用者さんの楽しめる内容を考慮し、グループを超えたコミュニケーション作りや、心身ともにリフレッシュする大切な場・時間としていく。

10. 委員会活動

(1)生活・保健委員会

生活・保健委員会は、利用者さんの生活、健康、衛生面に留意し、その維持・向上を図ることを目的とする。健康診断、嘱託医との連携、健康記録の整備、施設内や個人の衛生面への配慮、体重測定、必要に応じてお知らせ等の発行を実施する。

また、インフルエンザ等感染症対策については、発生予防のうがい手洗い等の励行の他、嘱託医と相談し、副作用を考慮し集団接種は避け、家族に個別に予防接種を勧めていく。今年度も、感染症対策（食中毒を含む）マニュアルによる研修を計画している。

(2)環境美化委員会

2カ月に1回定期的に委員会を開き、環境整備について協議及び企画する。定期的に行うことで、日常生活に於いて気づいた点を検討していく。必要に応じて、はまぼう全体の職員・利用者さんに呼びかけ、委員が中心となり安全環境美化に努める。今年度は、はまぼうが開所して17年を迎えるが、安全で快適に過ごすことができているだろうかという初心に戻り、何が欠けているか、必要なものは何か、身近なことから見直しに取り組んでいく。

また、担当を決め、具体的な活動を常時行っていけるようにする。花の水やりや草取り、建物内外の日常的な美化についても、細かいところを再確認し、気配りを心掛ける。ゴミ処理についても、引き続き全員で取り組みゴミ分別の徹底を呼びかける。

(3)安全委員会

常に利用者の方の身の安全を念頭において、確実な介助や支援を行い、事故防止に努めるよう職員の意識向上を図る。また「事故報告書」「ヒヤリハット」に基づく、情報収集と安全管理体制を見直すとともに、事故が発生した場合には、速やかに委員会を開き、対応・対策を検討する。法人内の各施設との合同委員会を開催し、情報収集・情報交換をする。

- ①利用者の安全確保と適切な介助や支援の実施及び事故防止に対する職員の意識向上を図る。
- ②施設設備（環境）の保全管理
- ③安全運転管理
- ④緊急事態への対応・・・安全管理マニュアル、不審者侵入対応マニュアル
- ⑤福祉有償運送

平成18年度より福祉有償運送が始まったが、より安全運転を心掛けるように研修等を通して、職員の安全運転意識の向上と、技能・知識の修得を図る。

11. 地域社会との関係

はまぼうは、地域社会にとって貴重な社会資源であると同時に、地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。

- ①広報活動
 - ・ふくはまのかぜ（年3回発行）の配布等
 - ・作品の展示即売会及び協力店販売並びに地域のバザー等での販売
 - ・施設行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）
- ②地域行事への参加・交流
- ③ボランティア活動の受け入れ
- ④作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施
- ⑤市及び地元自治会自主防災組織との連携

12. 家庭との関係

事業所における活動は、家族の協力があってはじめて援助の効果が期待される。常に連絡を取って意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係作りを心掛けていく。利用者さんや家族の方の思いや願いにふれることが大切である。

- ①家庭との連絡
 - 連絡ノートによる日常的な情報の交換や必要に応じた電話等による連絡。
（長期休暇時には、必要に応じて連絡を入れる。）
- ②随時、個別面談やグループ毎の会合（懇親会）を実施し、意見交換を行う。
- ③活動及び行事等への参加・協力依頼
- ④はまべ会との共催行事

13. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者さんの権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質的向上を目指していく。また、苦情ではない内容でも、大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました」という形で、報告書を作成する。

- | | | |
|--------|-------------|------------|
| ・受付担当者 | 生活支援員 | 鈴木千波 伊藤流美子 |
| ・解決責任者 | 施設長 | 高橋和己 |
| ・第三者委員 | 元浜松養護学校事務長 | 寺田勝夫 |
| | 磐田市手をつなぐ育成会 | 寺田い久子 |

14. 関係機関との連携

事業所等に挙がってくる利用者さんやその家族のニーズには、地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。また、場合によっては本人と家族の状況を連絡する必要もある。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、そうしたことを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することにもなる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会でもあり、また施設の役割を実感する機会でもある。そうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていくのである。

- ・ 全国・東海地区・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会への参加への加入及びこれに関係する団体との協力
- ・ 中遠地域自立支援協議会（地域生活支援専門部会担当）及びチーム検討会への参加
- ・ 市町指定相談事業所、地域療育支援センター、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 手をつなぐ育成会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化。
- ・ 中遠就業促進協議会への参加
- ・ 中東遠保健福祉圏域連絡調整会議
- ・ 重症心身障がいのある人の在宅支援に関する会議
静岡県主催：「重症心身障害児(者)在宅支援推進連絡調整会議」
「重心看護従事者や介護従事者の養成研修」
「重心ケアマネジメント養成研修」
県知協主催：「重心ネットワーク会議」

15. 会議の実施

現在行われている会議としては、各グループ会議、ケース会議、職員会議を毎月実施している。このほかに、サービス管理責任者を交えた管理者等会議（毎月）がある。また、平成 22 年度より、各事業所のリーダーと管理者等による意見交換の場を設けている。テーマの設定は参加者で話し合い、悩みや課題などを共有していきたいと考えている。法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくことを基本とする。

16. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、施設は法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

17. 研 修

職員は、日頃から自身の人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに、各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当による内部研修や法人合同研修会を実施する。研修の方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。

援助活動に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、平成 22 年度より、希望者による法人内事業所間の人事交流を実施したが、今年度も継続する。

18. はまちゃん会（本人会）

利用者さん主体の会として年間 10 回程度実施予定。日中活動の向上のための意見を出し合ったり、恒例のクリスマス会や豆まき会など、今年度もレクリエーションの企画・実施を含めた意見交換の場として実施する。

1 日 の 流 れ

時 間	月・火・木・金	水・土
8 : 3 0	職員ミーティング 通 所 (送迎バス)	
1 0 : 0 0	活 動 (朝の会、作業、散歩、創作活動、レクリエーション他)	
1 2 : 0 0	昼 食 休 憩	
1 3 : 1 5	活 動 (作業、散歩、外出、サークル、 創作活動、レクリエーション他)	帰りの会 退 所 (送迎バス)
1 5 : 3 0	帰りの会 退 所 (送迎バス)	

※ 但し、水曜日は、支援会議等のため昼食後（13：30～）帰宅。
土曜日は、年間カレンダーにより通所日を指定。

設 備 点 検 ・ 保 健 衛 生 等

月	設 備 点 検 ・ 保 健 衛 生
4	定期健康診断(身体測定、レントゲン、血液、検尿、保菌、血圧、問診・聴診)
5	
6	
7	消防用設備資格者点検
8	
9	設備自主検査
1 0	定期健康診断(血液、検尿、保菌、血圧、問診・聴診)
1 1	
1 2	総合防災訓練
1	消防用設備資格者点検
2	
3	設備自主検査
毎月	体重測定、避難訓練、消防用設備自主点検
	歯科衛生士会による訪問口腔衛生指導(今年度は実施計画なし)

平成 23 年度 地域療育支援センター 結 事業計画

1. 目的

在宅の重量心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携を取り合い、障害児（者）の福祉の向上を目指す。

2. 業務の内容

業務の種類

支援センター事業の内容は、次の3つの事業（4つの内「施設支援一般指導事業」は除く）とし、在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、施設等の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図る。

（1）地域生活支援事業

在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）が、在宅障害児（者）及び家族等に対し、訪問等により地域生活に関する相談に応じ、各種サービスの利用に係る援助、調整を行う。

（2）在宅支援訪問療育等指導事業

法人内の各施設職員が、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭等を訪問し、地域の在宅障害児（者）及びその家族等に対して各種の相談・指導を行う。

（3）在宅支援外来療育等指導事業

法人内の各施設職員が、在宅障害児（者）及び家族に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う。

3. 職員体制

地域生活支援事業 コーディネーター 1名

（豊田支所内を市の相談支援専門員と共に活動拠点とする）

在宅支援訪問療育等指導事業、在宅支援外来療育等指導事業 各施設に担当者1名を置く。

平成 23 年度そるとぼっと事業計画

1. 概要

- (1) 設備・運営主体 社会福祉法人 福浜会
 (2) 種別・名称 生活介護事業 そるとぼっと
 (3) 開設年月日 平成19年4月1日
 (4) 定員 20名
 (5) 障害児(者)地域療育支援センター事業
 在宅支援訪問療育・外来療育等指導事業
 (6) 規模
 敷地面積 646㎡
 建築面積 301.69㎡
 建物の構造 鉄骨2階建、一部木造平屋建
 (7) 職員構成

職 種	管 理 者	サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	生 活 支 援 員	看 護 師	嘱 託 医
定 数	1	1	4	1	1

2. 活動の内容

利用者さん自身が関心を持ち主体的に取り組めるように、利用者さんと共に活動の内容を考え、自分から選択をすることを基本とする。また、利用者さん一人ひとりが落ち着いて有意義な時間を過ごせるよう環境に配慮し、個々の身体状況に配慮した支援を行なう。作業活動を中心に創作活動やレクリエーション等を組み合わせ、状況に合わせた柔軟なプログラムを提供できるよう心掛ける。地域との関わりを大切に、製品販売所『そるとぼっと』へも繰り返し足を運んでいただけるよう、法人内施設とも協力して外部に働きかけていく。

<作業活動計画>

①キャップ分離作業（ブリヂストン）

部品をキャップ、カバー、ウレタンに分離する。多くの利用者さんが取り組むことができる作業内容。工程ごとに関わるメンバーや量を調整しながら行なっていく。

②割り箸袋入れ（藤本商会）

箸、箸袋、爪楊枝、手拭をビニール袋にセットする。袋衛生面の配慮や巧緻性が必要だが、工程を分担しながら関われる利用者さんが増えてきた。

③ゴムバリ取り（ゴトウ加工）

型から出したゴム製品のバリを剥がす。指先を良く使うが、利用さんが個々のペースに合わせて取り組める作業。入荷量を調整しながら、他の作業と組み合わせる中で実施していく。

④ポスティング(アドポスティング)

チラシ広告を指定地域のポストに投函する。地域に出て行くことで、利用者さんの気分転換にもつながる。常時ある作業ではないが、配布地区によっては障がいの重い利用者さんでも散歩を兼ねながら行なうことができる。

⑤キャンドル作り(自主製品)

ロウを砕き、型に流し込み、パーツを付けて形成する。完成までに時間がかかるため、余裕のあるときに作り置きしておく。いろんな工程で関わって作っていただけるように工夫し、新しいデザインも考えていきたい。

⑥ポストカード作り(自主製品)

パソコンで絵を描き、利用者さんのオリジナルポストカードを作成。より完成度の高い製品を目指し、また多くの方に知っていただけるような取り組みもしていきたい。

⑦ハンガーモップ作り(自主製品)

針金ハンガーに毛糸を結び付け、形を整えてハンディーモップを作る。毛糸の配色や表情によりカラフルで可愛いモップが出来る。

⑧エコビーズアクセサリ(自主製品)

ペットボトルを再利用し、マジックで彩色したり絵を描いてオーブンで焼いたビーズでストラップや髪止めなどを作成する。

⑨お茶注文販売

緑茶や水出し煎茶等を、新茶やお歳暮の時期に合わせて注文販売を行う。利用者さんの家族、職員のための注文販売だけでなく、販売先の拡大を考えていく。

⑩自主製品販売

出来上がった自主製品を法人内施設と協力して、そるとぼつと内の製品販売所をはじめ地域のバザー等でも積極的に販売していく。販売協力店には定期的に商品を入れ替え、補充を行っていく。地域との関わりを深めるため、利用者さんによる店舗での販売活動や宣伝にも力を入れていき、多くの人に知っていただき、製品作りの意欲につなげていきたい。

<その他の活動計画>

①宿泊体験

希望者は、日中一時支援を利用してそるとぼつと等に宿泊する。年に1回実施。

②個別体験

利用者さんが希望する内容に添って少人数で外出やいろんな体験を行う。年1回実施。

③料理作り

自分で作って食べることの楽しさを味わう。メニューは利用者さんの希望や参加しやすい内容を中心に実施する。土曜日のレクリエーションとしても計画していく。

④スポーツ・文化活動

水泳、ボーリング、カラオケなど利用者さんが楽しめる活動の中から選択して年1回実施。

⑥余暇活動

活動の中にレクリエーション、創作活動、料理作り、散策、外出、音楽鑑賞、園芸等を取り入れ、楽しみや趣味の広がりにもつなげていく。また、土曜日にレクリエーションを中心とした活動計画を立て、希望者の参加を実施する。

※活動に関わる経費は、別紙「施設の活動における諸経費について」により一部実費負担。

3. 委員会活動

利用者さんの生活・健康管理並びに安全・環境整備等について、委員会を設け、協議する。

(1)保健委員会

定期的に体重を測定し、日常的に利用者さんの生活・健康衛生面に留意し、その向上を図る。健康診断、嘱託医との連携、健康記録の整備、感染症対策等の衛生面への配慮、保菌検査、保健だよりの発行を行う。

(2)環境委員会

快適な活動が出来るように、そるとぼっと内外の環境について協議し整備していく。施設内の除菌消毒や大掃除、草刈等の必要な整備を行なう。利用者さんと共に、自主的に掃除や草取りなど活動場所の環境整備を行なう。

(3)安全委員会

利用者さんへの豊かな支援と安全な活動を提供するため、危機管理及び緊急時の対応に努める。「事故報告書」「ヒヤリハット」に基づき情報収集と安全管理体制の見直しを定期的に行い、職員の意識向上を図ると共に支援時や車両運転時の事故防止に努める。

4. 地域社会との関係

そるとぼっとは、地域社会にとって貴重な社会資源であると共に、地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。

(1)広報活動

- ・ふくはまの風（法人より年3回発行）の配布等
- ・そるとぼっと通信（年4回発行）の配布等
- ・バザーや協力店販売による自主製品の販売
- ・施設（法人）行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）

(2)販売活動を通じた来客者との交流

(3)地域行事への協力

(4)ボランティア活動及び実習生等の受け入れ

(5)作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施

(6)地元自治会との連携

5. 家庭との関係

事業所における活動は、家族の協力があってはじめて援助の効果が期待される。常に連絡を取って意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係作りを心掛けていく。利用者さんや家族の方の思いや願いにふれることが大切である。

(1)家庭との連絡

個人の連絡ノートにより日々の情報を伝え、必要に応じて電話連絡等をする。

(2)利用者の個別支援計画についての確認

年に2回、また必要に応じて個別面談を実施する。

(3)活動及び行事等への参加・協力の呼びかけ

(4)はまべ会との共催行事の実施

(5)活動参観・懇談会の実施

6. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者さんの権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質的向上を目指していく。また、苦情ではない内容でも、大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました」という形で、報告書を作成する。

- | | | |
|--------|-------------|-------|
| ・受付担当者 | 生活支援員 | 河合裕孝 |
| ・解決責任者 | 施設長 | 高橋和己 |
| ・第三者委員 | 元浜松養護学校事務長 | 寺田勝夫 |
| | 磐田市手をつなぐ育成会 | 寺田い久子 |

7. 関係機関との連携

事業所等に挙がってくる利用者さんやその家族のニーズには、地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。また、場合によっては本人と家族の状況を連絡する必要もある。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、そうしたことを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することにもなる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会でもあり、また施設の役割を実感する機会でもある。そうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていくのである。

- ・ 全国・東海地区・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会への参加への加入及びこれに関係する団体との協力
- ・ 中遠地域自立支援協議会（地域生活支援専門部会担当）及びチーム検討会への参加
- ・ 市町指定相談事業所、地域療育支援センター、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 手をつなぐ育成会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化。
- ・ 中遠就業促進協議会への参加
- ・ 中東遠保健福祉圏域連絡調整会議

8. 会議の実施

現在行われている会議としては、各グループ会議、ケース会議、職員会議を毎月実施している。このほかに、サービス管理責任者を交えた管理者等会議（毎月）がある。また、平成22年度より、各事業所のリーダーと管理者等による意見交換の場を設けている。テーマの設定は参加者で話し合い、悩みや課題などを共有していきたいと考えている。法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくことを基本とする。

9. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、そるとぼつとは、法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

10. 研 修

職員は、日頃から自身の人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに、各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当による内部研修や法人合同研修会を実施する。研修の方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。

援助活動に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、平成22年度より、希望者による法人内事業所間の人事交流を実施した。

1 日 の 流 れ

時 間	月 ～ 金	水 ・ 土
8 : 3 0	職員ミーティング 通 所 (送迎バス)	
1 0 : 0 0	活 動 (朝の会、作業、散歩、創作活動、レクリエーション他)	
1 2 : 0 0	昼 食 ・ 休 憩	
1 3 : 1 5	活 動 (作業、散歩、外出、サークル、 創作活動、レクリエーション他)	帰りの会 1 3 : 3 0 退 所 (送迎バス)
1 5 : 3 0	帰りの会 退 所 (送迎バス)	

※ 水曜日は、支援会議のため (13:30～) 帰宅。

土曜日は、年間カレンダーにより通所日を指定。

設 備 点 検 ・ 保 健 衛 生 等

月	設 備 点 検 ・ 保 健 衛 生
4	定期健康診断(ワタゲン、検尿、検便、血圧、内科検査)、
5	
6	
7	消防用設備資格者点検
8	
9	総合防災訓練、設備自主検査
1 0	定期健康診断(血液検査、検尿、検便)
1 1	
1 2	
1	消防用設備資格者点検
2	
3	設備自主検査
毎月	体重測定、避難訓練、消防用設備自主点検
	※歯科衛生士会によるブラッシング指導 (期日未定)

※健康診断は、はまぼうと合同で実施する。

平成 23 年度松ぼっくり事業計画

1. 目 的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びに家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) 家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくように努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域を意識したプログラムを心がけていきます。

(1)生 活

社会生活を営んでいく上で身につけて置きたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社 会 性・・・他の人との信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2)活 動

働くということは、その創造的な活動または生産的な活動を通して自己表現する場です。働くことで物を作る喜びや充実感を得ると共に、協同活動によって利用者間の関係が作られていくものであると考え、だれもが参加できる内容を準備しています。そのために、利用者さん一人ひとりが主体的に取り組めるように、作業活動、創作活動、レクリエーション等を組み合わせ、個々の思いや意見が反映されたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けています。

また、日常的に地域の方々との関わりの中で活動することが、「地域で安心して暮らしていくための環境づくりにつながる」という視点から、地域の人がもっと関わりやすい環境にしていく、「活動の場所を徐々に、地域の中に、できれば一緒に活動をしていく」ことを目標として、活動を工夫していきます。

現在、事業所によって違いはありますが、所属しているグループ内にあるいくつかの活動を自分で選んだり、自分のやってみたいことがあるときは、他のグループの活動であっても選ぶことができる方法を取り入れたり工夫をしています。大切なことは、利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動があることです。利用者さんと共に、活動の計や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにしています。

5. 施設の概要

- (1) 設置・運営主体 社会福祉法人福浜会
- (2) 開設年月日 平成14年1月1日
- (3) 定 員 40名
- (4) 地域生活支援事業 日中一時支援事業
移動支援事業（第2種社会福祉事業）
- (5) ライフサポート事業 若干名
- (6) 障害児(者)地域療育支援センター事業
在宅支援訪問療育・外来療育等指導事業
- (7) 規 模
敷地面積 2072.38㎡
建物面積 708.03㎡
建物の構造 鉄筋コンクリート造 平家建
- (8) 職員構成

職種	施設長	事務員	スタッフ	嘱託医
定数	1	2	12	1

6. 活動の内容

【W i s h】

本人と寄り添う時間を大切にして『わかりあえる関係づくり』をしていく。また、一人一人が安らげる環境（関係・場所等）を提供していきたい。

作業面では個々の仕事を分かりやすくし、気持ち良く取り組むことができるようにする。

活動面では、午後の活動、グループ活動等利用者さんの意見を取り入れ、リフレッシュする時間に当てていく。また、自分の時間を大切にする中で、皆と一緒に過ごす時間も持ち、楽しく過ごせるような関係づくりをしていく。

①イチゴポット作り

いちご栽培用の細粒綿をポットに詰め、ケースに入れていく作業をする。出来上がったら、鈴木農園へ納品に行く。

②リング入れ

治具を利用し、自動車等の部品（パイプ）にリングをはめる。（㈱コーケン工業）

③アルミ缶とスチール缶リサイクル

週2、3回程度、地域の人などの協力を得ながらアルミ缶とスチール缶を回収する。回収したアルミ缶は潰し、スチール缶はプルタブを取り、潰さずに、週1回程度山本資源（袋井市）・㈱タマヤ（旧大須賀町）・三光㈱（旧竜洋町）に運搬・納品する。

④しいたけ作業

毎年4月から7月、11月から3月の期間で、毎月4回（1人1回程度）森町のしいたけ（そのみ園）にて、1日通してしいたけ作業を行う。内容は①ホダ木からしいたけを取る。②古くなったホダ木を肥料にするための運搬をする。③取ったしいたけを機械でパックして、販売用のシールを貼り、箱につめていく。という作業を季節ごとに行う。

⑤静岡フスマ商会

ふすまの枠組み作業とダンボールの仕分けを他のグループの人と共に参加していく。

⑥お茶の委託販売（恵松学園）

発注し、品物が入荷した後のシール貼りと梱包を行う。

⑦自主製品（W i s hオリジナルノート等）

和紙に絵の具を吹きつけ、利用者さんの絵をステンシルして、メモ帳や連絡ノートに貼り付ける作業を行う。完成した製品は、地域やバザー等に販売する。自主製品は、他も考えながら進めていきたい。

⑧その他の活動

利用者さんの声を聞きながら、季節ごとのグループ外出や個別外出を計画していく。しいたけ作業では、一日作業（昼食をはさむ）をする中で、地域で作業する体験をしていきたい。森町の自然を感じながら、地域の人たちのあたたかさにつれ、気持ちのいい時間を過ごす。

午後の日課では、公園で体を動かしたり、公共施設でゆっくり時間を過ごしたりして、リフレッシュしていく。また、散歩等も積極的に取り入れ、地域の人々との関わりを深めていきたい。

【ビジョン】

《作業》

利用者さん一人ひとりに適した仕事ができるよう、複数の作業種を用意し、落ち着いて取り組めるような環境づくりにも配慮していきたい。

また、より多くの利用者さんに施設外作業へ参加する場面を設けることで、社会参加の機会を増やしていきたい。

① 受注作業

同じ工程の繰り返しの仕事を取り組みやすい利用者さんのために、オフィス用品の組み立てや、部品の袋詰め等の請負作業を行う。

- ・ 堀住加工（シール貼り、袋入れ、箱入れ、ホチキス止め）
- ・ 千栄加工（オフィス用品の組み立て、カード入れ）

② 施設外作業

社会参加と就労支援へつなげていく活動に主眼を置き、地域の事業所や老人施設へ出向き仕事をする。

- ・ （有）静岡フスマ商会
- ・ 於保老健センター、さくらの苑でのベッドメイキング
- ・ （株）コーケン工業

③ その他の作業

地域へ貢献できる仕事としてふるさと公園の清掃を週一回実施する。

家庭や事業所、商店の缶回収を行い、リサイクル活動に貢献する。

④ 新しい請負作業の開拓と自主製品の開発

《余暇活動》

日々の生活に楽しみや潤いをもたせ、体験を通して生活の幅を広げ、さらに個々だけの体験にとどまらず一緒に活動することで互いを思いやり、時には折り合いを付けることができるような人間関係を育むことを目指す。加えて、健康増進のために身体を動かす機会も増やしていきたい。

そして、計画の立案や活動内容については利用者さんが自己選択、自己決定を経験していく機会となるように工夫していく。

① 散歩・外出

午後の活動として、公園で体を動かしたり、散歩を取り入れることで、健康面にも配慮していく。また、図書館等を活用することで地域とのつながりを深めていく。

② 個別外出

利用者さん本人の希望する外出で、計画から実施まで主体的に関わり、様々な体験をすることを目的とする。

③ グループ外出

同じグループの利用者さんと職員で、行楽地へ行ったり、食事に出掛けたりすることで、仲間づくりやリフレッシュする機会とする。

④ 個別体験

ひとりひとりのニーズに基づいて生活に密着した体験活動を考えていく。

（簡単なおやつ作り、料理作り、インターネット、日記をつける…など。）

⑤ 宿泊体験

公共の入浴施設を利用したり、家族以外の人たちと過ごしたりすることで、人間関係の幅を広げ、仲間どうしの時間を共有する。

【 樹 】

1人1人が、思いを持ち過ごしているのので、伝え合う関わりを大切にし、お互いの思いが分かり合える仲間づくりをしていきたい。

作業面では、個々の仕事に対応する能力面は高まってきているので、関係作りを大切にしながら、気持ち良く作業に取り組めるようにして行く。(利用者さん本人の思いを伝える環境を作る。)

活動面では、個々のリフレッシュする時間にあてたり、また皆で活動する時間を設け、思いやりの「心」を持てるように関わっていききたい。

① 受注作業

リングはめの請負作業（コーケン工業）を中心に行っていく。

- ・ (株)コーケン工業（リングはめ）
- ・ 千栄加工（クリップ・カード入れ・ワイヤー入れ）
- ・ 堀住加工（シール貼り・袋入れ・ホチキス止め）

② 公園清掃

地域での仕事の1つとして、磐田市から委託を受け「ふるさと公園」の清掃を週1回実施していく。

③ 施設外作業～就労支援につなげていく活動として希望により参加していく。

- ・ (有)静岡フスマ商会

④ 自主製品～受注作業が無い日を利用し、取り組んでいく。(オリジナルノート・リース作り・刺繍・ビーズ等)

⑤ その他の活動

午後の活動は、利用者さんの意見を取り入れ、公園で身体を動かしたり・図書館でくつろいだり、休憩タイムの飲み物等の買い物をしたりし、仕事とは違った充実感と気分転換をもつことを大切にしていく。

グループ外出は、季節毎の楽しみを持てるように、利用者さん主体でお出掛け等を計画していく。(誕生日会・宿泊体験・クリスマス会・新年会等)

個別外出は、個々の思いが叶うように、少人数で本人の希望の外出が出来るようにして行く。

【工房ばお】

パン作りやお菓子作り及び販売を主な作業とするグループとして活動していく。

昨年度、不景気の影響を受け、売り上げ数が減少したため、今年度は、新製品の開発に力を入れながら今まで以上に「低コストでおいしいパンやお菓子」を目指して対応していく。

(1) 主な作業内容

①パン作り

- ・ 定期販売を中心にパン作りを行なっていく。

定期販売→ 火… 第1 東海文化専門学校 第2 磐田市役所

第3 福田支所 第4 磐田市役所

水… 毎週（第1週を除く）→喫茶ペンギン

木… はまぼう前販売・そるとぽっと販売

金… 東海福祉専門学校販売

- ・ 利用者さんは、現在担当している工程を責任もって行なうとともに、新たに行なうことができる工程を増やしていけるように支援していく。(買出し・計量・粉ふるい・卵塗り・袋詰め・販売など)

②菓子作り

《クッキー》

主に月曜日に製作と袋入れを行なっていく。各種販売先・バザーなどで販売していくほか、外部からの注文を受けて販売していく。

《マドレーヌ2種・ブラウニー・パウンドケーキ6種・シフォンケーキ1種・くるみとレーズンのカップケーキ・チョコチップマフィン》

主に午後の作業種として取り入れ、各種販売先・バザーなどで販売していくほか、外部からの注文を受けて販売していく。

《レアチーズケーキ・黒ごまプリン・ゼリー2種》

夏のお菓子として製作・販売していく。主な作業は、買出し・計量・粉ふるい・粉まぜ・袋入れ・袋しめ（シーラー）・販売などである。 ※新作焼き菓子「スイートポテト」と「ガトーショコラ」を商品化していく。

③内 職

「ブリヂストン」内職を作業種のひとつとして選択できる形をとっていく。

④家族の皆さん等への販売

- ・ 東海福祉専門学校が休暇の時期を利用し、注文販売を行なう。
- ・ はまべ会や地域交流会での販売を行なう。
- ・ 季節のイベント(ホワイトデーなど)に合わせてギフトを販売していく。

⑤余暇活動

- ・ 木曜日の午後や買出しを兼ねて「外出」をする。外出先では、季節を感じたり、気持ちよく体を動かすことができる機会となるよう心掛ける。体重増加が気になる利用者さんも多いため、積極的に「散歩」なども取り入れていく。また、施設内でもリフレッシュのため「カラオケ」や「レクリエーション」「パソコン」などを日課に取り入れていく。

(2) その他の活動

- ①個別外出 … 希望を取りながら年に1回実施していく。希望によっては、違うグループの利用者さんや職員との関わりの場としていきたい。
- ②グループ外出 … 四季にちなんだ外出を考えて実施していく。さらに外出先で体を動かす体験だったり、色々な体験ができる外出先も計画していく。
- ③宿泊体験 … 恒例行事となりつつあり、楽しみにしている方も多いため、日中一時支援事業等を利用しながら実施していきたい。(希望者のみ) 昨年、施設外での宿泊体験を試みた。(竜洋オートキャンプ場にて)今年度は、さらにバーベキューなども計画していく。

7. 音楽活動

音楽ボランティアさんに来ていただいて、希望する利用者さんが集まり、歌を歌ったり音楽を鑑賞して楽しむ。時には歌のリクエストコーナーがあり、答え切れないほどである。

8. 行 事

季節の行事・レクリエーション・ウォーキング等文化的、余暇的活動を実施し、楽しみや生きがいに通じる内容としていく。又、土曜日にはカラオケや地域へ出かけていく機会を多く持つとともに、希望者を中心に、他の機関が企画する行楽的な外出に参加していくことも考えていく。

9. 工賃の支給

毎月の作業収入の総額から、材料費や光熱水費などの必要経費を差し引いたものを、利用者それぞれの作業活動の状況と出席率を考慮にいれて配分し支給する。支給状況については、適宜見直す機会を設ける。

10. 委員会活動

利用者さんの生活・健康管理並びに安全・環境整備等について、委員会を設け協議する。

(ア) 生活・保健衛生委員会

利用者さんの健康と衛生面に配慮し、その維持、向上を図ることを目的とする。年2回の健康診断や血液検査、嘱託医による問診、血圧測定、身体測定、検尿、検便、レントゲン健診、問診表の提出を行う。又、必要に応じて保健だよりを発行し、情報の提供に努める。

今年度も、感染症対策（食中毒を含む）マニュアルによる研修を計画している。

(イ) 環境美化委員会

利用者さんを取り巻く環境について、気配りと衛生面に配慮し、委員が中心となって取り組んでいく。年2回の大掃除をはじめ、草刈りや草取り、花壇整備などについても、ご家族の方やボランティアさんの力を借りながら、行える範囲で木の剪定や花壇の除草、季節の花を植えて過ごしやすく快適な環境美化に努める

ゴミの分別については、種類別のゴミ箱を分かりやすく表示し、他の職員の協力を得ながら全職員で意識的に分別に取り組む。又、施設周辺の見回りを普段から心掛け、利用者さんが快適に過ごせるように、ボランティアさんの力を借りてより良い環境作りに努めていく。

(ウ) 安全委員会

利用者の方に対し豊かな支援と安全な環境を提供するため、施設設備の危機管理及び支援上の事故防止を目的として、職員の意識向上を図る。また、「事故報告書」「ヒヤリハット報告書」「こんなヒヤリありました」の利用により、職員間で安全への意識を高め、情報を交換しやすい環境づくりを進める。

①利用者の安全確保と適切な支援の実施及事故防止に対する職員の意識向上を図る。

②施設設備（環境）の安全管理

③安全運転管理

④緊急事態への対応

・緊急事態（事故等）が万が一起こった場合は、安全管理マニュアル、不審者進入対応マニュアル（別紙）に従い、速やかに状況に応じた行動をとる。

11. 地域社会との関係

松ぼっくりは、地域社会にとって貴重な社会資源であるとともに地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。

①広報活動

- ・ふくはまのかぜ（年3回発行）の配布等
- ・作品の展示即売会及び協力店販売並びに地域のバザー等での販売
- ・施設行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）

②地域行事への参加・交流

③ボランティア活動の受け入れ

④作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施

⑤市及び地元自治会自主防災組織との連携

12. 家庭との関係

事業所における活動は、家族の協力があって初めて援助の効果が期待される。そのためには、常に連絡を取り合い、意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係づくりを心掛けていく。利用者さん、家族の思いや願いにふれることが大切である。

①家庭との連絡

連絡ノートによる日常的な情報の交換や必要に応じた電話等による連絡。

(長期休暇時には、必要に応じて連絡を入れる。)

②随時、個別面談やグループ毎の会合（懇親会）を実施し、意見交換を行う。

③活動及び行事等への参加・協力依頼

④はまべ会との共催行事

13. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者さんの権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質的向上を目指していく。また、苦情ではない内容でも、大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました」という形で、報告書を作成する。

・受付担当者	生活支援員	太田康子
・解決責任者	施設長	山田宗克
・第三者委員	元浜松養護学校事務長	寺田勝夫
	磐田市手をつなぐ育成会	寺田い久子

14. 関係機関との連絡

事業所等に挙がってくる利用者さんやその家族のニーズには、地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。また、場合によっては本人と家族の状況を連絡する必要がある。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、そうしたことを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することにもなる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会でもあり、また施設の役割を実感する機会でもある。そうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていくのである。

- ・ 全国・東海地区・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会への参加への加入及びこれに関係する団体との協力
- ・ 中遠地域自立支援協議会（地域生活支援専門部会担当）及びチーム検討会への参加
- ・ 市町指定相談事業所、地域療育支援センター、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 手をつなぐ育成会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化。
- ・ 中遠就業促進協議会への参加
- ・ 中東遠保健福祉圏域連絡調整会議

15. 会議の実施

現在行われている会議としては、各グループ会議、ケース会議、職員会議を毎月実施している。このほかに、サービス管理責任者を交えた管理者等会議（毎月）がある。また、平成 22 年度より、各事業所のリーダーと管理者等による意見交換の場を設けている。テーマの設定は参加者で話し合い、悩みや課題などを共有していきたいと考えている。法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくことを基本とする。

16. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、松ぼっくりは、法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

17. 研 修

職員は、日頃から自身の人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに、各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当による内部研修や法人合同研修会を実施する。研修の方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。

援助活動に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、平成 22 年度より、希望者による法人内事業所間の人事交流を実施したが、今年度も継続する。

1 日 の 流 れ

時 間	月・火・木・金	水・土
8 : 3 0	職員ミーティング 通 所 (送迎バス)	
1 0 : 0 0	活 動 (朝の会、作業、散歩、創作活動、レクリエーション他)	
1 2 : 0 0	昼 食 休 憩	
1 3 : 1 5	活 動 (作業、散歩、外出、サークル、 創作活動、レクリエーション他)	帰りの会 退 所 (送迎バス)
1 5 : 3 0	帰りの会 退 所 (送迎バス)	

※ 但し、水曜日は、支援会議等のため昼食後（13：30～）帰宅。
土曜日は、年間カレンダーにより通所日を指定。

設 備 点 検 ・ 保 健 衛 生

月	設 備 点 検 ・ 保 健 衛 生
4	定期健康診断(身体測定、レントゲン、血液、検尿、保菌、血圧、問診・聴診)
5	
6	
7	消防用設備資格者点検
8	
9	設備自主検査
1 0	定期健康診断(血液、検尿、保菌、血圧、問診・聴診)
1 1	
1 2	総合防災訓練
1	消防用設備資格者点検
2	
3	設備自主検査
毎月	体重測定、避難訓練、消防用設備自主点検
	歯科衛生士会による訪問口腔衛生指導(今年度は実施計画なし)

平成 23 年度 潮の香 事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びに家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるよう援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) 家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくよう努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域を意識したプログラムを心がけていきます。

(1) 生活

社会生活を営んでいく上で身につけて置きたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社会性・・・他の人との信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2) 活 動

働くということは、その創造的な活動または生産的な活動を通して自己表現する場です。働くことで物を作る喜びや充実感を得ると共に、協同活動によって利用者間の関係が作られていくものであると考え、だれもが参加できる内容を準備しています。そのために、利用者さん一人ひとりが主体的に取り組めるように、作業活動、創作活動、レクリエーション等を組み合わせ、個々の思いや意見が反映されたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けています。

また、日常的に地域の方々との関わりの中で活動することが、「地域で安心して暮らしていくための環境づくりにつながる」という視点から、地域の人をもっと関わりやすい環境にしていく、「活動の場所を徐々に、地域の中に、できれば一緒に活動をしていく」ことを目標として、活動を工夫していきます。

現在、事業所によって違いはありますが、所属しているグループ内にあるいくつかの活動を自分で選んだり、自分のやってみたいことがあるときは、他のグループの活動であっても選ぶことができる方法を取り入れたり工夫をしています。大切なことは、利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動があることです。利用者さんと共に、活動の計や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにしています。

5. 施設の概要

- (1) 設備・運営主体 社会福祉法人 福浜会
- (2) 種 別 ・ 名 称 障害福祉サービス事業 多機能型 潮の香
(生活介護事業・自立訓練事業)
- (3) 開 設 年 月 日 平成23年4月1日
- (4) 定 員 20名 (生活支援事業14名・自立訓練事業6名)
- (5) 規 模
敷地面積 13,575.57㎡
建築面積 261.59㎡
建物の構造 鉄骨造平屋建て

(6) 職 員 構 成

職 種	管 理 者	サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	生 活 支 援 員	看 護 師	嘱 託 医
定 数	1	1	6	1	1

6. 事業内容

(1) 生活介護事業

利用者一人ひとりが楽しく落ち着いた生活ができるよう、物的・人的環境を整える。興味や関心を持って活動できるよう利用者さんの思いや願いを中心に考え、自ら進んでその活動を選択することを基本姿勢とする。

活動内容としては、作業活動を中核に据え、スポーツ・料理・創作活動等を適切に組み合わせ、個々の心や体の状態・状況に応じて柔軟に提供する。また、毎日の生活が快適に過ごせるよう、歯磨き・洗顔・衣服の着脱などの基本的な生活習慣の習得にも力を入れていく。さらに、地域とのかかわりを大切にし、行事・イベント等に進んで参加していく。

<職員配置> 看護師 1 名、生活支援員 4 名

<支援内容>

- ・作業活動～のき花づくり、請負作業
- ・基本的な生活習慣 歯磨き、手洗い、洗顔などの習得、排泄・入浴の仕方の支援（個別支援）
- ・文化的活動～創作活動、料理づくり
- ・余暇活動～外食、外出等

(2) 自立訓練事業（生活訓練）

利用者さんが地域生活を営むうえで必要な生活する能力の維持、向上を図るため、地域をフィールドにして、それぞれの能力を高めるための支援を実施していく。

活動の中心となる作業活動では、利用者一人ひとりの興味・関心・持てる力・今までの体験・人間関係・障害の状態等を考慮して、利用者と家族と職員が話し合って仕事の担当を決めたり、主体的に参加できる仕事の開拓を進めたりする。

一般企業への就労を目指すべく企業への出向を奨励し、いろいろな仕事（作業）を体験する。その中で、職場における人間関係の大切さに気づき実行できるよう、社会的スキルのレベルアップを目指す。また、スポーツ・料理・創作活動等では、いろいろな活動に挑戦し、経験の幅を広げ楽しみのある充実した生活に繋がるようにしていく。さらに、ボランティアさんや地域の方々にも諸活動に対して積極的に参加を呼びかけ、そのかかわりを深めていく。

諸活動の計画及び活動内容については、随時利用者と話し合って行なう。

<職員配置> 看護師 1 名、生活支援員 2 名

<支援内容>

- ・外部作業 コーケン工業、フスマ商会、カネ長水産での支援
- ・生活習慣 清掃・洗濯の仕方、交通ルール・マナー・食事マナー、身だしなみ（髭剃り・整髪・季節や気温など環境に適した服装など）の習得
- ・金銭管理、買い物、電話の利用などの実践
- ・コミュニケーション支援～障害の内容に応じたコミュニケーション
- ・社会参加～外出、社会参加

7. 具体的な活動内容

(1) 作業

利用者一人ひとりの興味・関心・もてる力・今までの体験・人間関係・障害の状態等を考慮して、利用者と家族と職員が相談しながら仕事の担当を決めたり、主体的に参加できる仕事の開拓を進めたりする。

一般企業への就労を目指すべく、企業への出向を奨励し、いろいろな仕事（作業）を体験したり、職場における人間関係の大切さを体得したりできるようにしていく。

① のき花製作(生活介護・自立訓練)

地域に根ざした仕事のひとつとして祭典用の「のき花製作」に取り組んでいる。

〈花の型をとる、花の色を染める、貼り合わせる、竹を染める、竹に貼る〉等それぞれの工程に本人の希望・適正等を考慮して行う。利用者全員が、どれかの作業工程に関わるよう配慮していきたい。

② 請負作業(生活介護・自立訓練)

同じ工程の繰り返しに適している利用者のための作業として、ヤマハの自動車部品の袋詰め・ホッチキスとめ（堀住加工・有限会社アイバ）を行う。

③ 外部作業(自立訓練)

地域への社会参加と就労支援の一環として、地域の事業所等に積極的に出掛けて仕事をす

る。
カネ長水産・大橋さんの農作業・フスマ商会・コーケン工業に出掛ける。さらに地域にある企業等で働けるよう、職場開拓を進めていく。

(2) その他の活動

スポーツ・料理・創作活動等いろいろな活動に挑戦し、経験の幅を広げ、楽しみのある充実した生活につながるようにしていきたい。また、ボランティアさんや地域の方々にも、諸活動に対して積極的に参加を呼び掛け、そのかわりを深めていく。計画及び活動内容については、随時利用者と話し合っ

① スポーツ・散歩等(生活介護・自立訓練)

地域の中で活動することを視野に入れながら、健康面やその日の体調を考慮して、近くの公園でソフトボール・ボール蹴りなどのスポーツや、潮の香周辺の散歩、温水プールの利用を行う。また、利用者一人ひとりに適したスポーツ・ダンベル（ペットボトルに水を入れたもの）・ストレッチ体操・タオル体操・散歩などを考え、実行する。

② 料理作り(生活介護・自立訓練)

簡単な料理（焼きそば・カレーライス・ラーメン等）やお菓子作り等で、将来の自立生活を視野に入れながら、自分の力で料理する楽しさを味わう。また、食推協の協力の下、本格的な料理作りの体験もあわせて行ないたい。

③ 創作活動・音楽・美術の鑑賞(生活介護・自立訓練)

強く感動した体験や描きたい対象に出会ったりした時を大切に、絵画表現に取り組んでみる。また、広告紙やパンフレットなどを利用した作品（コラージュ）・塗り絵・粘土細工・焼き物・裁縫等で、創る喜び楽しさを感じ取るようにしたい。

また、創作活動の一環として、美しいもの、創造的なものに触れるための美術・音楽鑑賞会を行う。

④ 本人会活動（生活介護・自立訓練）

自分たちで月ごとの活動内容を決めたり、余暇利用、清掃などについての意見交換や要望を聞いたりする機会を設ける。また、お互いの意見を聞く中で、本人会の場で様々な事柄が解決していきけるような主体的な活動を目指していく。

⑤ 野外活動（生活介護・自立訓練）

希望する目的地を利用者同士話し合い、その計画や方法などについて考え、楽しく実施するようにする。

8. 健康管理及び安全

利用者一人ひとりの健康を維持し、体力の向上を図る。

- ・ 身体測定・健康診断・各種の検査を実施し、成人病の早期発見・予防に努める。
- ・ 食事については、栄養のバランスの取れたものになるよう奨励していく。
- ・ 日常生活の衛生面においては、自己管理できるように支援する。
- ・ スポーツ・ラジオ体操・ストレッチ体操・散歩など自ら進んで楽しむよう支援する。
- ・ 今年度も、より楽しいゲームを取り入れて運動量を増やしていきたい。
- ・ 心の悩み・ストレス解消を図るため、いつでも話し合える場と時間を設ける。
- ・ 利用者の安全を確保する。
- ・ 利用者及び施設の安全管理に配慮する。
- ・ 地震及び火災を想定した、避難訓練を毎月1回実施し、安全で迅速な避難ができるように体験しておく。
- ・ 散歩等さまざまな機会を通して交通ルールを学ぶ。

9. 工賃の支給

毎月の作業収入の総額から、材料費や光熱費などの必要経費を差し引いた金額を、利用者それぞれの作業活動の様子と出席率を考慮に入れて、配分し支給する。支給状況については適宜見直す機会を設ける。

10. 委員会活動

利用者の生活・健康管理並びに安全・環境整備等について、松ぼっくりと協力して委員会を設け協議する。

(1) 生活・保健衛生委員会

利用者の生活・健康衛生面に留意し、その向上を図る。

健康診断、嘱託医との連携、健康記録の整備、衛生面への配慮、保健だよりの発行。

(2) 環境美化委員会

潮の香の内外の環境整備について協議、必要な整備活動を企画する。

(3) 安全委員会

潮の香の作業環境、活動のあらゆる場面での安全対策について協議する。

11. 地域社会との関係

「潮の香」は、地域社会にとって貴重な社会資源であるとともに地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。

① 広報活動

- ・ ふくはまのかげ（年3回発行）の配布等
- ・ 作品の展示即売会及び協力店販売並びに地域のバザー等での販売
- ・ 施設行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）

- ②地域行事への参加・交流
- ③ボランティア活動の受け入れ
- ④作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施
- ⑤市及び地元自治会自主防災組織との連携

12. 家庭との関係

事業所における活動は、家族の協力があって初めて援助の効果が期待される。そのためには、常に連絡を取り合い、意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係づくりを心掛けていく。利用者さん、家族の思いや願いにふれることが大切である。

①家庭との連絡

連絡ノートによる日常的な情報の交換や必要に応じた電話等による連絡。

(長期休暇時には、必要に応じて連絡を入れる。)

- ②随時、個別面談やグループ毎の会合（懇親会）を実施し、意見交換を行う。
- ③活動及び行事等への参加・協力依頼
- ④はまべ会との共催行事

13. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者さんの権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質的向上を目指していく。また、苦情ではない内容でも、大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました」という形で、報告書を作成する。

・受付担当者	サービス管理責任者	飯田重幸、
・解決責任者	管理者	山田宗克
・第三者委員	元浜松養護学校事務長	寺田勝夫
	磐田市手をつなぐ育成会	寺田い久子

14. 関係機関との連絡

事業所等に挙がってくる利用者さんやその家族のニーズには、地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。また、場合によっては本人と家族の状況を連絡する必要もある。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、そうしたことを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することにもなる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会でもあり、また施設の役割を実感する機会でもある。そうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていくのである。

- ・ 全国・東海地区・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会への参加への加入及びこれに関係する団体との協力
- ・ 中遠地域自立支援協議会（地域生活支援専門部会担当）及びチーム検討会への参加
- ・ 市町指定相談事業所、地域療育支援センター、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 手をつなぐ育成会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化。
- ・ 中遠就業促進協議会への参加
- ・ 中東遠保健福祉圏域連絡調整会議

15. 会議の実施

現在行われている会議としては、各グループ会議、ケース会議、職員会議を毎月実施している。このほかに、サービス管理責任者を交えた管理者等会議（毎月）がある。また、平成 22 年度より、各事業所のリーダーと管理者等による意見交換の場を設けている。テーマの設定は参加者で話し合い、悩みや課題などを共有していきたいと考えている。法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくことを基本とする。

16. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、松ぼっくりは、法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

17. 研 修

職員は、日頃から自身の人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに、各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当による内部研修や法人合同研修会を実施する。研修の方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。

援助活動に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、平成 22 年度より、希望者による法人内事業所間の人事交流を実施したが、今年度も継続する。

日 課 表

時 間	月 ～ 金	水 ・ 土
8 : 3 0 ～ 9 : 3 0	職員ミーティング、作業準備	職員ミーティング、作業準備
9 : 3 0 ～ 9 : 4 5	健康調べ、体操、散歩、朝の会	健康調べ、体操、散歩、朝の会
9 : 4 5 ～ 1 0 : 5 0	作業	作業
1 0 : 5 0 ～ 1 1 : 0 0	休憩	休憩
1 1 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0	作業	作業
1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 1 5	昼食・食事休憩	昼食・食事休憩、帰りの会
1 3 : 1 5 ～ 1 5 : 0 0	作業、創作活動、運動	
1 5 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0	帰りの会	

※ 毎週水曜日は、支援会議及び職員会議のため昼食後帰宅（13：30）

行事の予定

月	内 容
4	避難訓練（毎月1回実施）、野外活動Ⅰ（桜見物）
5	お話の会、グランドゴルフ大会、内科検診
6	野外活動Ⅱ（イチゴ狩り）、家族会清掃
7	お話の会、調理実習（食推協）、地域交流会（福浜会）
8	夏休み、活動参観日
9	お話の会、野外活動Ⅲ
10	野外活動Ⅳ（ウォーキング）
11	調理実習、お話の会、野外活動Ⅴ（ミニ旅行）、内科検診、総合防災訓練
12	ミュージカル観劇、クリスマス会、大掃除（家族会清掃）
1	新年会、お話の会
2	野外活動Ⅵ（梅見物）
3	お話の会、ボランティアさんへ感謝の会

整備点検・保健衛生等

月	整備点検・保健衛生等
4	嗜好調査
5	健康診断（レントゲン・血液検査・検便・尿検査・身体測定、嘱託医による問診、聴診、血圧）
7	消防設備業者点検
10	健康診断（検便・尿検査、嘱託医による問診、聴診、血圧）
1	消防設備業者点検
3	設備自主点検
毎月	体重測定、避難訓練、消防用設備自主点検

平成 23 年度 (福) 福浜会地域生活支援事業 事業計画

1. 目的

障がいのある方が、地域の中で必要な時に、必要なサービスを利用して、潤いのある地域生活を送れるよう支援することを目的とします。

2. 活動方針

利用者さんの基本的な人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを支援します。

3. 業務の内容

利用者さんと契約、面談を行い、事業者は、個別支援計画に基づいて、下記に記載されているサービス内容を提供します。

サービス提供は、生活支援員・登録ヘルパー等が対応します。

利用者さんの意思と人格を尊重し、常に利用者さん主体でサービスを提供します。

1) 地域生活支援事業のサービス

イ. 日中一時支援事業

障がい者（児）等を対象として、当法人内の事業所を利用して過ごしていただきます。活動内容は、事業所が実施する日中活動（内職などの作業・土曜レクリエーション等）に参加して過ごしていただくか、テレビ・音楽鑑賞・散歩など、余暇の時間をご本人の希望に添って支援を行います。

ロ. 移動支援（磐田市、掛川市、森町）、外出介護（袋井市）事業

障がい者（児）等を対象として、希望されるプログラムをご本人やご家族と相談して計画し、余暇の外出の付き添い等を行います。

2) 県ライフサポート事業のサービス

障害者自立支援法で対象外となる一部の在宅支援サービスを、県及び市町が支援する制度で、ヘルパーを派遣し、自宅の中での支援や、通勤、通学、通院など外出の付き添いを行います。

3) 福祉有償運送を利用したサービス

地域生活支援事業を利用していただく方へ、送迎を行います。

4. 職員体制

管理者（はまぼう兼務）	1名
サービス担当責任者（はまぼう兼務）	1名
登録ヘルパー	12名
生活支援員（法人職員）	

5. 利用者さんについて

- ・ 障がいの特性を理解し、本人、家族の求める支援を探求し支援するよう心掛けます。
- ・ 福祉会マニュアル及び各事業運営規程等に則り、人権擁護に配慮し、業務に従事します。

6. 運営委員会

下記に定める運営委員による運営委員会を開催し、適正運営の維持に努めます。

《運営委員》

- ・ 各事業所（施設）管理者及びサービス管理責任者、地域生活支援担当者

7. 担当者・ヘルパー会議

下記に定める各施設担当者と登録ヘルパーによる会議を定期的に行い、実際の業務に関する適正運営の維持に努めます。

《担当者》

- ・ 各事業所の地域生活支援担当者
- ・ その他、理事長が必要と認める者

8. 費用の徴収

利用料については、各事業の運営規程に定める額を徴収します。その他支援にかかった実費を徴収させていただく場合があります。

9. その他

サービス提供時間は原則として6：00～22：00とします。

12月29日から1月5日まで、3月30日31日は原則としてお休みさせていただきます。尚、研修等施設の都合により、お休みをいただく場合もあります。

平成 23 年度 指定共同生活介護事業所 汐風 事業計画

1. 目 的

在宅の知的障害のある人が、仲間とともに地域で暮らしていくために必要な支援を行うとともに、主体的に生きていくための自己選択、自己決定を重んじ、日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的とする。

2. 活動方針

入居者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助する。
- (2) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努める。入居者の安全と、心身の健康の維持・増進に努める。
- (3) 地域での活動に積極的に参加し、地域社会（行政、地域住民、ボランティア等）との良好な関係を保ち、一人ひとりが地域で暮らしやすい環境づくりをめざす。

3. 概 要

名 称	所在地及び連絡先	主たる対象者	定員	開設年月日
汐風	〒438-0074 磐田市二之宮 1336 番地 3 TEL・FAX 0538-35-6815	知的障害者 精神障害者	6 名	2004. 3. 1
あしたば	〒438-0078 磐田市中泉 2270 番地 18 TEL・FAX 0538-33-8083	知的障害者 身体障害者	5 名	2005. 4. 1
日和	〒438-0057 磐田市千手堂 950 番地 1 ニューハイム千手堂 101・102・202 号室 TEL・FAX 0538-37-9654	知的障害者	5 名	2009. 4. 1
みぎわ	〒438-1204 磐田市福田中島 3577 番地 1 TEL・FAX 0538-55-3939	知的障害者	5 名	2010. 3. 1

(1) 職員体制

管理者	はまぼう施設長兼務	1 名
サービス管理責任者	はまぼう兼務	1 名
世話人		2 2 名
生活支援員	世話人兼務	5 名

(2) 業務の内容

- 1) 入居者さんへのサービス
食事の提供 栄養管理 買い物、調理の援助 献立
- 2) 金銭出納に関する援助
利用料の徴収 共益費の徴収 現金出納の援助
- 3) 健康の管理
病気の時の看護 服薬等のチェック 清潔の管理
健康チェック（検温：毎日、体重測定：毎月）
医療機関との連携
福田西病院 木野孫史医師（福浜会嘱託医）

緊急時の対応

バックアップ施設 はまぼう

緊急時 磐田市立総合病院

4) 生活面における

ADLの援助 社会生活を送る上での援助・助言

5) バックアップ施設との連携

はまぼうをバックアップ施設とする。

関係業務

- ・会計報告
- ・生活状況、健康状況の報告
- ・運営に関する相談
- ・緊急時のバックアップの依頼、連絡

6) 自治会との関係

自治会への加入 町内の自治会活動への参加

7) 社会生活の支援

交友・家族との関係についての援助

余暇活動・買い物の援助

4. 世話人の業務

《朝》	《夕方・夜》
6:00 起床 朝食の準備	15:00 はまぼう出勤 食事準備・買い物
7:00 朝食、片付け	16:30 入居者さん帰宅
7:45 入居者さん通所準備 持ち物・健康チェック 身だしなみ等	18:00 夕食 夕食の片付け
通所先、バックアップ施設への連絡	19:00 入浴介助・洗濯等の支援等 記録 相談等
8:15 入居者さん通所	22:00 業務終了（宿直）
10:00 片付け 記録 業務終了	
《祭日・昼》	
10:00 勤務・引継ぎ	
12:00 昼食・準備・片付け	
13:00 余暇支援	
15:00 引継ぎ	

(注) 世話人の公休等不在となる時は、バックアップ施設の職員等で対応する。

家庭に帰宅した時は、必要に応じて、家庭と連絡を取り、帰宅時の支援を行っている。

ケアホームによって、多少の勤務時間の違いはある。

5. 入居者さんについて

地域の一員、独立した社会人として自由と自主性を重んじる。

- ・生活する上での最低限の規則の遵守
- ・入居者さんと世話人の役割分担

人権擁護について

- ・社会福祉法人福浜会マニュアル及び運営規程に則り、業務に従事する。
- ・バックアップ職員によるアドバイス

6. 家族との関係

家族に対し、入居者さんの生活状況及び収支書類等を適時報告し、信頼関係を維持する。

入居者さんが、良好な家族関係を維持できるよう必要な援助を行う。

7. 安全対策

非常時体制の確立 近隣住民及びバックアップ施設の応援体制
グループホームの維持管理
防災計画 別に定める。

8. 環境の美化

健康で文化的な生活を創るよう心がける。

9. 日中活動について

通所先との連絡、活動への参加、連絡ノート 電話連絡 記録など

10. 世話人の研修

相談（運営面・医療面・栄養面等バックアップ施設との連携）
各種研修会への参加
関係団体とネットワーク化
事務業務の習得（運営主体が責任をもって行う）

11. 運営委員会

福祉会の支援及び運営委員会の設置により適正運営の維持に努める。

（運営委員）

管理者、サービス管理責任者、バックアップ職員、世話人、入居者
その他管理者が必要と認める者

12. 費用の徴収

生活に必要な経費は入居者さんが負担する。額については下記のとおりとする。

項目	日額	月額
家賃		汐風・あしたば：20,000円 日和：24,000円 みぎわ：23,000円、21,000円
食材料費	朝食 200円 昼食 200円 夕食 400円	左記の金額を目安に実費。
光熱水費		汐風：5,000円 あしたば・日和・みぎわ：6,000円
日用品費		2,000円
その他日常生活費		2,000円

13. 行事

行事は、季節ごとに、入居者さん・世話人が主体となり企画・運営していく。

交流会は、入居者さん・家族・世話人・担当職員が、食事をしながら意見交換をし、入居者さんにとって、住みやすい場所にしていくために、定期的に行う。